

# 弁護士による 成年後見制度に関する無料相談会

銀行で成年後見制度を利用するように言われたけど、どんな制度なの？  
親亡きあと、知的障がいのある子どもの将来が不安...。  
親族後見人になったけど、裁判所への報告はどうするの？



相談は無料です。お気軽にお申込みください。

1. 対象者 市内在住・在勤の方で、成年後見制度の利用をこれから検討する方や、方法がわからない方など。
2. 定員 毎月2組まで（事前予約制）  
①10時～ ②11時～
3. 相談日 令和6年5月から 7, 9, 11, 1, 3月  
第3木曜日
4. 会場 ふくしの相談窓口
5. 申し込み 相談日2か月前の月初日から電話にて受け付けます。
6. その他 相談には、権利擁護支援センターの職員も同席します。

社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会  
愛西市権利擁護支援センター

電話：0567-31-6232 FAX：0567-31-6233

〒496-0907 愛西市稲葉町米野220-1 ふくしの相談窓口

業務時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

（祝日、年末年始はお休み）

愛西市権利擁護支援センターは、愛西市から委託を受けて愛西市社会福祉協議会が運営しています。